

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年3月29日
【会社名】	株式会社中山製鋼所
【英訳名】	Nakayama Steel Works, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤井博務
【本店の所在の場所】	大阪市大正区船町一丁目1番66号
【電話番号】	(06)6555-3111(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 松岡雅啓
【最寄りの連絡場所】	大阪市大正区船町一丁目1番66号
【電話番号】	(06)6555-3035
【事務連絡者氏名】	取締役 松岡雅啓
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 9,015,500,000円(予定) (平成25年8月7日決定予定)
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年3月28日付で提出いたしました有価証券届出書の「第一部 証券情報」の記載事項の一部に訂正すべき事項があり、また、同月28日付で提出いたしました「臨時報告書」の記載事項の一部に訂正すべき事項があったため本日付で別途「臨時報告書の訂正報告書」を提出したことに伴い同有価証券届出書の「第三部 追完情報」の記載事項の一部に訂正すべき事項があり、同有価証券届出書の「第四部 組込情報」に記載の添付書類の一部に添付漏れがありましたので、記載事項の一部を訂正もしくは添付書類を追加するために、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

（記載事項の訂正）

第一部 証券情報

第1 募集要項

4 新規発行による手取金の使途

（2）手取金の使途

第三部 追完情報

2 臨時報告書の提出について

株式交換契約の締結（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づく報告
（提出日：平成25年3月28日）

1. 株式交換の契約の締結（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づく報告）

（1）本株式交換の相手会社についての事項

（4）株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

算定の基礎

地域経済活性化支援機構に対する再生支援の申込み（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の各規定に基づく報告（提出日：平成25年3月28日）

・当該事象の発生年月日

・当該事業の内容に関する補足情報

1 株式交換の要旨

（2）株式交換の日程

（4）株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

算定の基礎

利益相反を回避するための措置

2 第三者割当による株式の発行について

（6）割当予定先の選定理由等

割当予定先の概要

別紙2

割当予定先の概要（3）

割当予定先の概要（4）

（添付書類の追加）

「第四部 組込情報」に記載されている「有価証券報告書の訂正報告書（第118期）」

3 【訂正箇所】

訂正箇所は__線で示しております。また、「有価証券報告書の訂正報告書（第118期）」を添付書類として追加いたします。

第一部 証券情報

第1 募集要項

4 新規発行による手取金の使途

（2）手取金の使途

（訂正前）

3．設備投資資金等は、主に船町工場（鉄鋼事業）の工場運営上、必要不可欠な維持更新（老朽更新）投資を予定しており、生産能力の拡大のための新規投資は見込んでおりません。なお、設備投資資金等の内訳は以下のとおりです。

< 中略 >

- ・建物及び構築物等（見込み）約6億円
 - ・製鋼 約0.9億円
 - ・メッキ精整 約0.7億円
 - ・熱延 約2.5億円

（訂正後）

3．設備投資資金等は、主に船町工場（鉄鋼事業）の工場運営上、必要不可欠な維持更新（老朽更新）投資を予定しており、生産能力の拡大のための新規投資は見込んでおりません。なお、設備投資資金等の内訳は以下のとおりです。

< 中略 >

- ・建物及び構築物等（見込み）約6億円
 - ・製鋼 約0.9億円
 - ・メッキ精整 約0.7億円
 - ・熱延 約2.5億円
 - ・その他 約1.5億円

第三部 追完情報

2 臨時報告書の提出について

株式交換契約の締結（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づく報告

（提出日：平成25年3月28日）

（訂正前）

1. 株式交換の契約の締結（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づく報告）

（1）本株式交換の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

< 中略 >

（平成24年3月31日現在）

商号	三星海運株式会社
本店の所在地	大阪市西区新町四丁目19番9号
代表者の氏名	表取締役社長 針原 保典
資本金の額	56百万円
純資産の額	2,266百万円
総資産の額	4,344百万円
事業の内容	内航運送業、トラック運送事業、港湾沿岸荷役事業、倉庫業、通関業

< 中略 >

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係（平成24年3月31日現在）

（訂正後）

「1. 株式交換の契約の締結（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づく報告）」の削除

（1）本株式交換の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

< 中略 >

（平成24年3月31日現在）

商号	三星海運株式会社
本店の所在地	大阪市西区新町四丁目19番9号
代表者の氏名	代表取締役社長 針原 保典
資本金の額	56百万円
純資産の額	2,266百万円
総資産の額	4,344百万円
事業の内容	内航運送業、トラック運送事業、港湾沿岸荷役事業、倉庫業、通関業

< 中略 >

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係（平成24年3月31日現在）

(4) 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

算定の基礎

(訂正前)

<前略>

フロンティア・マネジメントは、株式交換比率の算定に際して、<中略>。加えて連結子会社らの財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、当社及び連結子会社らの経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討または作成されたことを前提としております。

(訂正後)

<前略>

フロンティア・マネジメントは、株式交換比率の算定に際して、<中略>。加えて当社及び連結子会社らの財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、当社及び連結子会社らの経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討または作成されたことを前提としております。

地域経済活性化支援機構に対する再生支援の申込み（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の各規定に基づく報告（提出日：平成25年3月28日）

・当該事象の発生年月日

(訂正前)

当社における取締役会決議日	平成25年3月28日
機構に対する再生支援申し込み日	平成25年3月28日
機構による再生支援決定日	平成25年3月28日

(訂正後)

当社における取締役会決議日	平成25年3月28日
機構に対する再生支援申し込み日	平成25年3月28日
機構による再生支援決定日	平成25年3月28日

・当該事業の内容に関する補足情報

1 株式交換の要旨

(2) 株式交換の日程

(訂正前)

本株式交換に係る取締役会決議日	平成25年3月28日
本株式交換契約締結日	平成25年3月28日
本株主総会開催日	平成25年6月18日（予定）
本株式交換予定日（効力発生日）	平成25年7月9日（予定）

(訂正後)

本株式交換に係る取締役会決議日	平成25年3月28日
本株式交換契約締結日	平成25年3月28日
連結子会社らの定時株主総会開催日	平成25年6月18日まで（予定）
本株主総会開催日	平成25年6月18日（予定）
本株式交換予定日（効力発生日）	平成25年7月9日（予定）

(4) 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

算定の基礎

(訂正前)

<前略>

フロンティア・マネジメントは、株式交換比率の算定に際して、<中略>。加えて連結子会社らの財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、当社及び連結子会社らの経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討または作成されたことを前提としております。

(訂正後)

<前略>

フロンティア・マネジメントは、株式交換比率の算定に際して、<中略>。加えて**当社及び**連結子会社らの財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、当社及び連結子会社らの経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討または作成されたことを前提としております。

利益相反を回避するための措置

(訂正前)

連結子会社らは、利益相反を回避するため、以下の措置を講じております。

(訂正後)

連結子会社らは、利益相反を回避するため、以下の措置を講じております。

当社取締役又は従業員と株式交換契約を行う連結子会社における兼任状況については、当社の取締役である箱守一昭が中山三星建材及び中山通商の非常勤取締役に、当社の従業員である内藤伸彦が三星商事の非常勤取締役に、当社の従業員である守屋隆男が三星海運の非常勤取締役に、当社の従業員である齋藤日出樹が三泉シヤアの非常勤取締役に、それぞれ就任しておりますが、本株式交換について、利益が相反するおそれがあり、連結子会社らにおける意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から、連結子会社らの取締役会における本株式交換に係る審議及び決議には参加しておらず、また、連結子会社らの立場において、本株式交換に係る当社との協議及び交渉にも参加していません。また、当社の常勤監査役である笹部隆夫は三星海運及び三泉シヤアの非常勤監査役に就任しておりますが、三星海運及び三泉シヤアにおける意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から、三星海運及び三泉シヤアの取締役会に係る審議に参加しておらず、当該取締役会の決議に対して意見を述べておりません。

2 第三者割当による株式の発行について

(6) 割当予定先の選定理由等

割当予定先の概要

別紙 2

割当予定先の概要(3)

(訂正前)

(平成24年3月31日現在)

(1) 名称	日鐵商事株式會社	
	< 中略 >	
(10) 主要取引先	新日鐵住金株式会社、日鉄住金鋼板株式会社、NSMコイルセンター株式会社、南日本造船株式会社、日鐵住金建材株式会社	
(11) 大株主及び持株比率	新日鐵住金株式会社	32.53%
	三井物産株式会社	25.02%
	山内 正義	1.68%
	日鐵商事社員持株会	1.65%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1.56%
	< 中略 >	

(単位：百万円、特記しているものを除く。)

（訂正後）

（平成24年3月31日現在）

(1) 名称	日鐵商事株式会社	
	< 中略 >	
(10) 主要取引先	新日本製鐵株式会社、日鉄住金鋼板株式会社、NSMコイルセンター株式会社、南日本造船株式会社、日鐵住金建材株式会社	
(11) 大株主及び持株比率	新日本製鐵株式会社	32.53%
	三井物産株式会社	25.02%
	山内 正義	1.68%
	日鐵商事社員持株会	1.65%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1.56%
	< 中略 >	

（単位：百万円、特記しているものを除く。）

（注）新日本製鐵株式会社は、平成24年10月1日付けで住友金属工業株式会社と合併し、商号を新日鐵住金株式会社に変更いたしました。

割当予定先の概要（4）

（訂正前）

（平成24年3月31日現在）

(1) 名称	エア・ウォーター株式会社	
	< 中略 >	
(10) 主要取引先	北海道エア・ウォーター株式会社、新日鐵住金株式会社 近畿エア・ウォーター株式会社、大同エアプロダクツ・エレクトロニクス株式会社、中部エア・ウォーター株式会社	
	< 中略 >	

（単位：百万円、特記しているものを除く。）

（訂正後）

（平成24年3月31日現在）

(1) 名称	エア・ウォーター株式会社	
	< 中略 >	
(10) 主要取引先	北海道エア・ウォーター株式会社、住友金属工業株式会社 近畿エア・ウォーター株式会社、大同エアプロダクツ・エレクトロニクス株式会社、中部エア・ウォーター株式会社	
	< 中略 >	

（単位：百万円、特記しているものを除く。）

（注）住友金属工業株式会社は、平成24年10月1日付けで新日本製鐵株式会社と合併し、新日本製鐵株式会社は、商号を新日鐵住金株式会社に変更いたしました。